

商標について

商標とは、事業者が、自己(自社)の取り扱う商品・サービスを他人(他社)のものと区別するために使用するマーク(識別標識)です。

八幡屋礒五郎の商標を用いることでその製品やサービスが弊社のものであると特定でき、品質保証に繋がります。

個々の文章・図形・デザイン、商標・ロゴマークなどに関する権利は、八幡屋礒五郎が有します。

コラボ等で弊社商標・ロゴ等を商品パッケージに使用ご希望の場合は事前に弊社にご連絡の上、許諾を得ていただきますようお願い致します。

商標使用の ロイヤリティー(商標使用料)について

弊社では商標使用料については一切いただいておりません。

9代目「室賀 栄助」には「共栄共助」という意味が込められています。

今後は新たな価値を生み出すためにパートナーと積極的に交流し、OEMではなく**CPM(collaborative product manufacturer)**を目指します。

引き続きアイデアを出し合ってより良い商品を作って参りたいと考えております。



根元 八幡屋礒五郎
YAWATAYA ISOGORO